

令和3年9月3日

### 九州旅客鉄道株式会社の鉄道事業の一部を廃止する届出及び 本届出に係る公衆の利便の確保に関する意見の聴取について

このたび、九州旅客鉄道株式会社から第一種鉄道事業の一部を廃止する届出があり、その概要と意見の聴取を実施する旨を別添のとおり公示しましたのでお知らせします。

この意見聴取は、鉄道の廃止の是非を聴取するものではなく、関係自治体及び申請のあった利害関係人から、廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関してご意見をお聞きするものです。

なお、廃止の届出の対象区間である長崎線（肥前山口・諫早間 60.8 km）については、佐賀県、長崎県、九州旅客鉄道株式会社等の合意により、令和4年秋頃予定の九州新幹線西九州ルート（武雄温泉・長崎間）の開業時に上下分離方式を導入し、九州旅客鉄道株式会社が当該開業時点から23年間運行を維持することとされており、今回の廃止届は上下分離方式の導入に向けた手続きの一環としてなされたものです。

#### 【利害関係人とは】

- 鉄道事業の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者  
（バス事業者、第三セクター鉄道など）
- 利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該廃止に関し、特に重大な利害関係を有すると認める者  
（廃止予定路線沿線地域の経済団体、相当数の利用者が参画する利用者団体など）

#### 【廃止の概要】

- 届出事業者  
九州旅客鉄道株式会社（代表取締役社長執行役員 青柳 俊彦）
- 届出日  
令和3年8月31日
- 届出事項  
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第28条の2第1項の規定による第一種鉄道事業の一部廃止
- 廃止の届出のあった路線・区間  
長崎線 肥前山口駅～諫早駅間 60.8 km
- 廃止を予定する日  
九州新幹線（武雄温泉・長崎間）開業日 ※令和4年秋頃を予定

※なお、上記廃止届出の区間については、九州旅客鉄道株式会社から第二種鉄道事業許可申請書、一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センターから第三種鉄道事業許可申請書が提出されています。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>  
九州運輸局 鉄道部 計画課  
担当: 牟田、谷口  
電話092-472-4051  
FAX092-472-2353

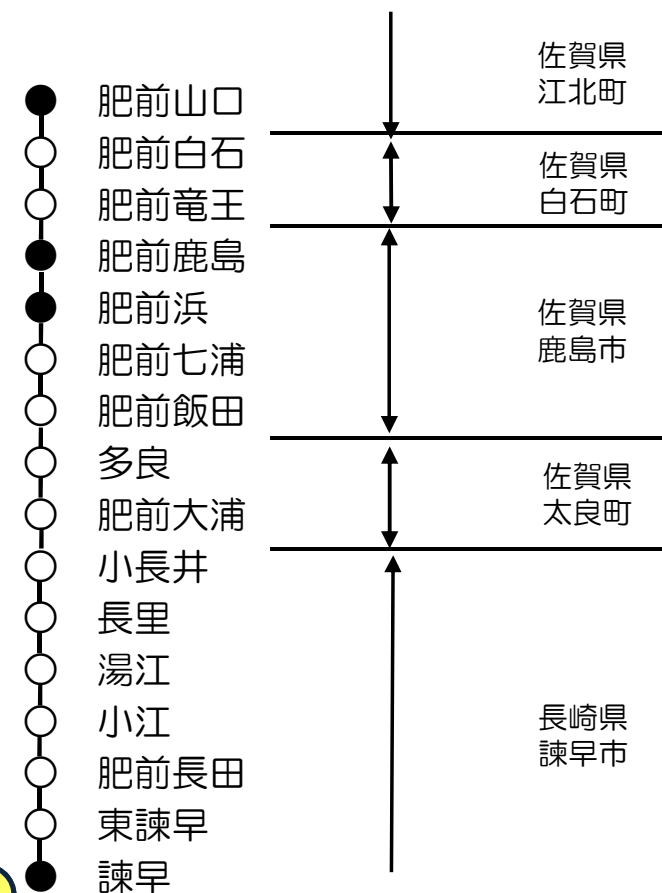


# 九州旅客鉄道株式会社長崎線(肥前山口駅～諫早駅)の概要

## 長崎線 (肥前山口駅～諫早駅)

- ・営業キロ：60.8km
- ・駅数：16駅（有人4駅、無人12駅）

- ・列車本数：89本（下り44本、上り45本）  
（内訳）特急：45本（下り22本、上り23本）  
普通：44本（下り22本、上り22本）



●：有人駅 ○：無人駅

# 公 示

九運公第54号

鉄道事業法第28条の2第2項及び鉄道事業法施行規則第42条の2の規定により次のとおり公示する。

なお、本件公示に係る事案に利害関係を有し、当局の行う意見聴取を受けようとする者は、鉄道事業法施行規則第42条の4の規定により、公示の日から10日以内に、下記事項を記載した意見聴取申請書を九州運輸局長あて提出されたい。

## 記

1. 意見聴取を申請する者の氏名又は名称及び住所
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する書類

令和3年9月3日

九州運輸局長 河原畑 徹

意見聴取を行う廃止届出の件名	第一種鉄道事業の一部廃止届出
同事案番号	令和3年8月31日付け鉄計第188号
廃止の届出を行った鉄道事業者名	九州旅客鉄道株式会社
廃止の届出があった路線名及び区間	長崎線 肥前山口～諫早間
廃止の予定日	九州新幹線（武雄温泉～長崎間）開業日 ※令和4年秋頃を予定
廃止を必要とする理由	九州新幹線（武雄温泉～長崎間）開業に伴い、 長崎線 肥前山口～諫早間に上下分離方式を導入するため
意見聴取の申請方法	郵送による申請（消印が公示日から10日以内 であること）又は、当運輸局への申請書の持参 によること。
意見聴取の実施予定日	実施予定日の10日前までに別途通知
意見聴取を行う場所	実施予定日の10日前までに別途通知

（注）利害関係人とは、鉄道事業法施行規則第42条の3に規定する者をいう。